

第1章 米国中小企業の実態

1.1 米国における中小企業の定義

米国連邦政府における一般的な中小企業の定義は、業種に関わりなく「従業員数 500 人未満の企業」となっている。連邦政府が発表する全般的な施政方針やマクロ的な統計においては、通常この定義が利用される。しかし、中小企業を所管する中小企業庁は、各種施策プログラムの実施にあたって、従業員数の他に売上高や総資産などの基準を採用し、より具体的で厳密な定義を行っている。

(1) 中小企業庁の設定する基準

中小企業庁によると、中小企業は「独立所有・独立運営で、自分の業種において独占的な地位を占めていない事業者 (is independently owned and operated and which is not dominant in its field of operation)」（中小企業法第 3 条(a)）と定義される。その他、中小企業庁が定める定義は以下のとおり¹。

- 利益を追求する組織である (is organized for profit)
- 米国内に事業拠点がある (has a place of business in the United States)
- 米国に納税している、あるいは米国の製品・原材料・労働力を使用して米国に重要な貢献をしている (makes a significant contribution to the U.S. economy by paying taxes or using American products, materials or labor)
- 業種ごとに設定された企業規模基準を超えていない (does not exceed the numerical size standard for its industry)

ここでいう業種ごとの企業規模基準とは、中小企業庁が独自に従業員数、売上高といった要素を基準にして中小企業を定義したものである。この基準は、中小企業庁の企業規模基準局 (OSS=Office of Size Standards) により作成される。その後、同庁の企業規模政策委員会 (Size Policy Board) へ推薦 (recommend) され、最終的に中小企業庁長官によって承認されるという設定プロセスをとる。

中小企業庁が作成する企業規模基準そのものには法的効力はないが、中小企業法は連邦政府に対し、連邦政府調達で設けられている中小企業優遇枠²の適用範囲か否かという判断や、主要連邦政府省庁の研究開発費を中小企業に優遇する制度³を適用する際に、必ず中小

¹中小企業庁ウェブサイト「What is a Small Business」：<http://www.sba.gov/size/>

² 主な連邦政府省庁は毎年、調達枠の 23% を中小企業に割当て目標が設定されている。2003 年度に中小企業に割当てられた調達枠は 21.4% で総額 650 億ドルに上る。出所：Small Business Trend, 2003 (中小企業庁)

³ 中小企業技術革新制度 (SBIR=Small Business Innovation Research) を指す。

企業庁の作成する定義を基準とするよう求めている⁴。連邦政府省庁がこの企業規模基準を採用しない場合は、中小企業庁長官の承認が必要である。

(2) 企業規模基準の設定

中小企業庁企業規模基準局は、各業種の特徴や業種内の相対的な企業規模などを勘案しながら、北米産業分類（NAICS=North American Standard Industrial Classification System）⁵による業種分類ごとに、中小企業の企業規模基準を具体的に定めている。同局が作成する最新の企業規模基準（2000年10月1日発効、2002年2月22日一部更新）⁶では、例えば製造業や卸売業は「従業員数」が、建設業、小売業やサービス業などは「年間売上高」が企業規模基準に定められている。

また、業種内でも例外がある。例えば、製造業（従業員500人以下が中小企業）のうち、コンピュータや周辺機器を製造する企業は従業員1,000人以下でも中小企業と定められる。同様に、小売業（売上高600万ドル以下が中小企業）の中でも、新車のディーラーは売上高2,450万ドル以下までが中小企業と定められている。このように基準が異なるのは、各業種に属する企業の平均的規模などの要因が考慮されているためである⁷。

2005年3月現在、中小企業庁が定める企業規模基準の内訳は、NAICS分類に基づいた1,151種類の業種を対象に、37段階（売上高ベース：30段階、従業員数ベース：5段階、その他基準：2段階）の企業規模基準が設定されている⁸。主な業種における中小企業の企業規模は、一部の例外を除き、以下のとおりとなっている。

表1 中小企業の主な企業規模基準（Size Standard）抜粋

業種	企業規模基準
製造業、鉱業（Manufacturing and Mining）	従業員500人以下
卸売業（Wholesale Trade）	従業員100人以下
小売業（Retail Trade）	売上高600万ドル以下
建設業（General & Heavy Construction, except Dredging）	売上高2,850万ドル以下
サービス業（Service）	売上高600万ドル以下
金融・保険業（Finance and Insurance）	総資産1億5,000万ドル以下

注：業種内の細かい区分により、企業規模基準が異なる業種がある。

⁴ その他にも、中小企業庁が提供するプロジェクトのうち、中小企業投資会社（SBIC）などは、プロジェクトの対象となる中小企業の資格を判定する場合の基準として詳細な企業規模基準を採用している。

⁵ 北米産業分類（NAICS=North American Standard Industrial Classification System）：米国、カナダ、メキシコで共同開発された産業分類。連邦政府は1997年1月1日、従来採用していた標準分類（SIC=Standard Industrial Classification）からNAICSへ移行した。NAICSの最新版は2002年10月1日に発効した「NAICS 2002」：<http://www.census.gov/epcd/naics02/>

⁶ 中小企業庁はNAICSに基づいて企業規模基準を見直し、2000年10月1日にNAICS版の企業規模基準を発効。2002年2月22日にはインフレを反映させた更新版が発効され、現在に至っている。企業規模基準の一覧表：<http://www.sba.gov/size/sizetable2002.pdf>

⁷ 中小企業庁企業規模基準に係るウェブサイト：<http://www.sba.gov/size/>

⁸ 企業規模基準の一覧表：<http://www.sba.gov/size/sizetable2002.pdf>

出所：中小企業庁「中小企業企業規模基準表（Table of Small Business Size Standards）」⁹

（３） 企業規模基準見直しの動き

中小企業庁は 2004 年 3 月 19 日、企業規模基準の見直しを求める規制案制定事前通知（ANPRM=Advance Notice of Proposed Rulemaking）¹⁰を発表した。

1990 年代前半以来¹¹となる、今回の企業規模基準の見直し案における最大の変更点は、従来 NAICS ごとに様々な基準で定義されていた方法を、「従業員数（50 人～1,500 人の 10 段階）」¹²のみにほぼ一本化する点である。ただし、一部の業種によっては、従業員数の他に、売上高の金額により中小企業と認定されるための上限（キャップ：cap）が設けられる。企業規模基準の要素を一本化する背景として中小企業庁は、連邦政府調達における中小企業優遇枠の適応を判断する際、判断し易い点を強調している。

しかしこの見直し案により、業種によっては、例えば従業員が 50 人を超える企業は中小企業の定義から外れてしまうなど、推定 3 万 4,000 社の中小企業が企業規模基準から外れる¹³こともあり、中小企業から大きな反発を受けた同庁は、同年 7 月に見直し案を撤回。12 月から、定義見直し方法などに関する一般からのパブリックコメントを求め、現在議論を継続している。

以下は、現行の企業規模基準における「売上高」「従業員数」「その他」における具体的な基準の内訳（表 2）と、中小企業庁が 2004 年 3 月に提案した「従業員数」による基準の一覧（表 3）である。

表 2 現行の企業規模基準の主な内訳と基準が適用される業種数一覧

企業規模基準		基準が適用される業種の数
年間売上高ベース	4,850 万ドル以下	1
	2,150 万ドル以下～3,000 万ドル以下	52
	1,250 万ドル以下～2,100 万ドル以下	24
	1,200 万ドル以下	24
	700 万ドル以下～1,100 万ドル以下	46
	600 万ドル以下	337
	150 万ドル以下～400 万ドル以下	18

⁹ <http://www.sba.gov/size/sizetable2002.pdf>

¹⁰ 企業規模基準の見直しを求める規制案制定事前通知（Advance Notice of Proposed Rulemaking）（2004 年 3 月 19 日）：<http://www.sba.gov/size/restructurePR.pdf>

¹¹ 中小企業庁によると、1990 年代前半にも一度、企業規模基準を 9 段階（売上高ベース：4 段階、従業員数ベース：5 段階）に縮小する案を通知し、招請された意見もほぼ同案を支持するものであった。しかし、幾つかの「容認できない例外（unacceptable anomalies）」となる企業が出ることを理由に、最終的に中小企業庁は同案を撤回している。（企業規模基準の見直しを求める規制案制定事前通知（2004 年 3 月 19 日））：<http://www.sba.gov/size/restructurePR.pdf>

¹² ここで言う「従業員数」は、12 ヶ月間における各給与支払期間における平均従業員数で、関係会社の従業員や契約社員なども含む。出所：企業規模基準の見直しを求める規制案制定事前通知（2005 年 3 月 19 日）：<http://www.sba.gov/size/restructurePR.pdf>

¹³ ウォールストリート・ジャーナル紙（The Wall Street Journal）、2005 年 3 月 22 日

企業規模基準		基準が適用される業種の数
	75 万ドル以下	46
従業員数ベース	1,500 人以下	17
	1,000 人以下	66
	750 人以下	63
	500 人以下	388
	100 人以下	71
その他基準	総資産 1 億 5,000 万ドル以下	6
	総出力 400 万メガワット/H	6

出所：中小企業庁規制案制定事前通知（2004 年 3 月 19 日）¹⁴

表 3 中小企業庁が 2004 年 3 月に提案した従業員数ベースの企業規模基準一覧

50 人	400 人
100 人	500 人
150 人	750 人
200 人	1,000 人
300 人	1,500 人

出所：中小企業庁規制案制定事前通知（2004 年 3 月 19 日）¹⁵

1.2 米国企業の形態

米国における企業の形態は、州によってその基準が異なるものの、一般的に個人事業主（Sole Proprietorships）、パートナーシップ（合名会社（General Partnerships）、合資会社（Limited Partnerships）、有限責任会社（limited liability company = LLC））、法人（Business Corporations）の 3 種類に分類される。以下に、米国における一般的な基準をまとめる。

（1）個人事業主（Sole Proprietorships）

「個人事業主」は、個人により起業、所有、経営されている企業であり、個人が起業する場合に最も一般的かつ容易な形態として好まれている。「個人事業主」の場合、多額の開業資金がなくても起業できること、廃業が容易であること、個人の意思に沿った企業経営ができること、企業の収益は個人所得として税務申告できることなどの利点がある。

一方、「個人事業主」は、企業が抱える債務の全額と法的責任を取るという意味では無限責任を負う。「個人事業主」が失敗し、多額の負債を抱え、返済できない事態が発生した場合、「個人事業主」は破産を申請して法的に個人財産の保護を求めるケースが多い。さらに、外部からの資金調達面において、「個人事業主」は多額の資金を外部から容易に

¹⁴ <http://www.sba.gov/size/restructurePR.pdf>

¹⁵ <http://www.sba.gov/size/restructurePR.pdf>

確保することは難しいとされている。例えば銀行では、「個人事業主」に融資する場合、通常、保証人をたてることを条件にしている。

「個人事業主」は、フリーランス・ライター、会計士、建築家、弁護士などの専門的職業の場合が多い。ある程度の規模で事業を展開し、法的リスクも増大した場合、「個人事業主」形態は適していない。例えば、酒店で未成年者だとは知らずにタバコ・酒類を販売しその未成年者が事故などを起こした場合や、建設業者が建設現場で他人に怪我を負わせた場合などの法的責任を個人で取ることは難しい。このことから一般に、事業規模が大きくなり法的責任やその他のリスクが大きくなると、「個人事業主」を法人化するケースが多く見られる。

(2) パートナーシップ (Partnerships)

「パートナーシップ」は、基本的に二人以上の個人が共同経営者となり、事業の経営責任を分け合う企業形態で、「個人事業主」同様、「パートナーシップ」の形成は比較的容易である。パートナーシップの種類には、「合名会社 (General Partnerships)」、「合資会社 (Limited Partnerships)」、「有限責任会社 (limited liability company = LLC)」がある。

- 「合名会社」：2人以上のパートナーで設立され、収益を個人の所得として納税申告する。各パートナーは借入金や損失に関して無限責任を負う。
- 「合資会社」：1人以上の無限責任者と1人以上の有限責任者で設立される。通常、投資家などは出資額の範囲内で責任をとる有限責任者となるが、実際の経営には参加しない。
- 「有限責任会社」：1990年代新しくできたパートナーシップの形態。基本的には各パートナーによるそれぞれの責任は無限に負うが、他のパートナーの責任は負わない。医者、会計士、弁護士などが数名でサービスを提供する場合に用いられる場合が多い。

(3) 法人 (Business Corporations)

「法人」は、「個人事業主」と異なり、企業の対外債務や訴訟に対する経営者の個人的責任が限定されている。米国は、訴訟社会と言われてるように、事業活動には多大な法的リスクが伴う。そのため経営者は、「法人」を設置することで、さまざまな法的リスクから自己を保護することが可能となる。その意味では、「法人」は、経営者を法的責任から守るシェル(殻)の役割を果たしているといえる。また、資金調達面においても、「法人」の場合、「個人事業主」や「パートナーシップ」と異なり、事業規模が大きいことや

財務管理が適切に行われていることなどの理由により銀行からの融資も受けやすく、保証人などは不要の場合が多い。

「法人」は「S 法人 (S Corporation)」と「C 法人 (C Corporation)」に大別される。「S 法人」は、税制上「個人事業主」や「パートナーシップ」と似た取り扱いを受け、株主の個人所得のみが課税される。一方の「C 法人」は、会社の所有者や株主に課税される所得税とは別に連邦法人税の支払いを義務付けられている。

企業形態別の事業所数の推移をみると、各形態の事業所数はここ 10 年ほぼ一貫して増加している。近年は個人事業主の割合は低下する一方、パートナーシップの割合が増加している (表 4)。

表 4 米国の企業形態別事業所数 (1992 年～2002 年)

(単位：千社)

年	個人事業主		パートナーシップ		法人		総数	
	事業所数	総数に占める割合	事業所数	総数に占める割合	事業所数	総数に占める割合	事業所数	総数に占める割合
2002	18,926	71.6%	2,242	8.5%	5,267	19.9%	26,434	100.0%
2001	18,338	71.6%	2,132	8.3%	5,136	20.1%	25,606	100.0%
2000	17,905	71.6%	2,058	8.2%	5,045	20.2%	25,008	100.0%
1999	17,576	71.9%	1,937	7.9%	4,936	20.2%	24,448	100.0%
1998	17,409	72.2%	1,855	7.7%	4,849	20.1%	24,113	100.0%
1997	17,177	72.6%	1,759	7.4%	4,710	19.9%	23,645	100.0%
1996	16,955	73.0%	1,654	7.1%	4,631	19.9%	23,241	100.0%
1995	16,424	73.1%	1,581	7.0%	4,474	19.9%	22,479	100.0%
1994	16,154	73.5%	1,494	6.8%	4,342	19.7%	21,990	100.0%
1993	15,848	74.5%	1,468	6.9%	3,965	18.6%	21,280	100.0%
1992	15,495	74.3%	1,485	7.1%	3,869	18.6%	20,849	100.0%

出所：財務省内国歳入庁¹⁶

1.3 米国における中小企業の位置づけ

(1) 米国の企業総数に占める中小企業の割合

以下は、米国の企業総数を従業員規模別に分けたものである (表 5)。米国では「従業員を雇用しない個人事業主 (self-employed, sole proprietorship, firms without employees, non-employers などの名称で呼ばれる)」と「従業員を雇用する企業 (employer firms)」に分けて集計している。

¹⁶ <http://www.irs.gov/taxstats/article/0,,id=115033,00.html>

中小企業庁施策広報局によると、「個人事業主」は年々増加し、2002年（最新データ）では、約1,765万人存在する。また、「企業（employer firms）」は約570万社であり、「個人事業主」と合わせるとおよそ2,330万社である。

米国の企業（employer firms）のうち、中小企業（従業員500人未満）は568万社で、99.7%が中小企業であることがわかる。また、中小企業でも従業員が20万人未満の企業は509万社で、89.3%を占めている。米国企業総数に占める中小企業の割合は1992年から2002年まで概ね99.7%で大きな変化はない。

表5 米国の従業員規模別企業数（1992年～2002年）

年	個人事業主 (non-employers)	企業(employer firms)					
		総数 (社)	従業員数別企業数 (社)			企業総数 に占める割合 (%)	
			20人未満	500人未満	500人以上	20人未満	500人未満
2002	17,646,062	5,697,759	5,090,331	5,680,914	16,845	89.33%	99.70%
2001	16,979,498	5,657,774	5,036,845	5,640,407	17,367	89.03%	99.69%
2000	16,529,955	5,652,544	5,035,029	5,635,391	17,153	89.08%	99.70%
1999	16,152,604	5,607,743	5,007,808	5,591,003	16,740	89.30%	99.70%
1998	15,708,727	5,579,177	4,988,367	5,562,799	16,378	89.41%	99.71%
1997	15,439,609	5,541,918	4,958,641	5,525,839	16,079	89.48%	99.71%
1996	N.A.	5,478,047	4,909,983	5,462,431	15,616	89.63%	99.71%
1995	N.A.	5,369,068	4,807,533	5,353,624	15,444	89.54%	99.71%
1994	N.A.	5,276,964	4,736,317	5,261,967	14,997	89.75%	99.72%
1993	N.A.	5,193,642	4,661,601	5,179,013	14,629	89.76%	99.72%
1992	14,325,000	5,095,356	4,572,994	5,081,234	14,122	89.75%	99.72%

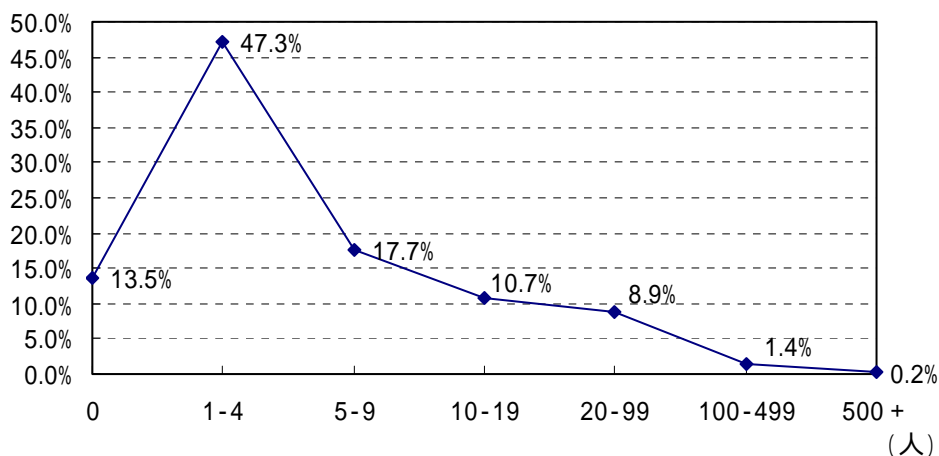
出所：中小企業庁施策広報局¹⁷

(2) 米国企業（employer firms）の従業員規模別分布（2002年）

以下は、2002年の米国企業の割合を従業員規模別に表したものである（表6）。これによると、従業員1～4人の企業が47.3%と最も大きな割合を占めていることがわかる。

¹⁷ http://www.sba.gov/advo/stats/us_tot.pdf (p.1)

表 6 米国企業の従業員規模別分布（2002 年）



出所：中小企業庁施策広報局¹⁸

(3) 米国企業（employer firms）の雇用者総数に占める中小企業の割合

以下は、米国企業の雇用者総数を従業員規模別に表したのである（表 7）。これによると、雇用者総数に占める中小企業の割合は 1992 年以降減少傾向を示しているものの、概ね 50%以上となっている。

表 7 米国企業の従業員規模別雇用者数（1992 年～2002 年）

年	雇用者総数 (人)	従業員規模別雇用者数 (人)			雇用者総数に占める 割合 (%)	
		20 人未満	500 人未満	500 人以上	20 人未満	500 人未満
2002	112,400,654	20,583,371	56,366,292	56,034,362	18.31%	50.14%
2001	115,061,184	20,602,635	57,383,449	57,677,735	17.91%	49.87%
2000	114,064,976	20,587,385	57,124,044	56,940,932	18.05%	50.08%
1999	110,705,661	20,388,287	55,729,092	54,976,569	18.42%	50.34%
1998	108,117,731	20,275,405	55,064,409	53,053,322	18.75%	50.93%
1997	105,229,123	20,118,816	54,545,370	50,683,753	19.12%	51.83%
1996	102,187,297	19,881,502	53,174,502	49,012,795	19.46%	52.04%
1995	100,314,946	19,569,861	52,652,510	47,662,436	19.51%	52.49%
1994	96,721,594	19,195,318	51,007,688	45,713,906	19.85%	52.74%
1993	94,773,913	19,070,191	50,316,063	44,457,850	20.12%	53.09%
1992	92,825,797	18,772,644	49,200,841	43,624,956	20.22%	53.00%

出所：中小企業庁施策広報局¹⁹

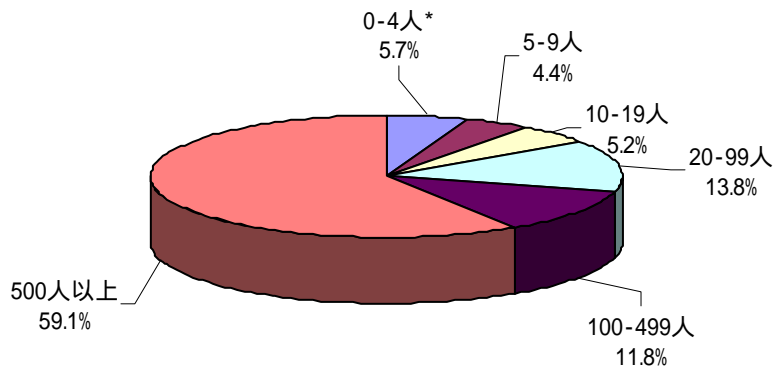
¹⁸ http://www.sba.gov/advo/stats/us_tot.pdf (p.1)

¹⁹ http://www.sba.gov/advo/stats/us_tot.pdf (p.1)

(4) 米国企業 (employer firms) の従業員規模別年間収入の内訳

以下は、米国企業の年間収入(Receipts)を従業員規模別に表した最新 (1997 年) データである (表 8)。これによると従業員 500 人以上の大企業が全収入 59.1%を占め、500 人未満の中小企業は 40.9%となっている。

表 8 米国企業の企業規模別従業員給与総額分布 (1997 年)



*注 1. 従業員数は 3 月に測定。そのため企業によっては従業員がゼロの場合もある。3 月以降に創業し、翌年 3 月前に閉鎖する企業など、従業員ゼロであるが、年間で収入がある企業を含む。

出所：中小企業庁施策広報局²⁰

(5) 米国企業 (employer firms) の従業員規模別給与総額推移

以下は、米国企業の年間給与総額の推移を従業員規模別に表したものである (表 9)。これによると過去 10 年間、中小企業 (従業員数 500 人未満) の従業員給与総額の全体に占める割合は減少傾向にあり、2002 年の中小企業支給給与総額は全給与総額の約 45%である。

表 9 米国企業の従業員規模別給与総額推移 (1992 年 ~ 2002 年)

年	従業員給与総額 総計 (百万ドル)	従業員規模別給与総額 (百万ドル)					従業員規模別給与総額 割合 (%)	
		20 人 未満	20-99 人	100-499 人	500 人 未満 小計	500 人 以上	500 人未満	500 人以上
2002	3,943	617	623	535	1,777	2,166	45.06%	54.93%
2001	3,989	603	624	539	1,767	2,221	44.30%	55.68%
2000	3,879	591	608	527	1,727	2,152	44.52%	55.48%
1999	3,554	561	564	474	1,601	1,953	45.05%	54.95%
1998	3,309	535	531	446	1,512	1,796	45.69%	54.28%

²⁰http://www.sba.gov/advo/stats/us_tot.pdf (p.2)

年	従業員給与額総計 (百万ドル)	従業員規模別給与額 (百万ドル)					従業員規模別給与額 割合(%)	
		20人未満	20-99人	100-499人	500人未満 小計	500人以上	500人未満	500人以上
1997	3,047	503	494	418	1,416	1,631	46.47%	53.53%
1996	2,848	481	465	384	1,330	1,518	46.70%	53.30%
1995	2,665	454	437	361	1,252	1,413	46.98%	53.02%
1994	2,487	432	408	335	1,176	1,311	47.29%	52.71%
1993	2,363	415	385	316	1,116	1,246	47.23%	52.73%
1992	2,272	399	368	298	1,066	1,205	46.92%	53.04%

出所：中小企業庁施策広報局²¹

(6) 米国の業種別雇用者数

以下は、米国の産業を 13 業種に分け（農林水産業、鉱業、電力等、建設、製造、卸売、小売、運輸・倉庫、情報、金融・保険、不動産、サービス、その他）、業種別に雇用者数を表したデータ（2001 年）である（表 10）。これによると、農林水産業、建設、卸売、不動産などは中小企業型産業で、電力等、情報、金融・保険などは大企業型産業となっている。専門業、教育、ヘルスケア、芸術関係、ホテル・レストランなどを含むサービス業は、中小企業が大企業の雇用者数をわずかに上回っている。

表 10 米国の業種別雇用者数（2001 年）

業種	総数 (人)	業種別雇用者数（人）			各業種雇用者総数に占める割合（%）	
		20人未満	500人未満	500人以上	20人未満	500人未満
総数	115,061,184	20,602,635	57,383,449	57,667,735	17.91%	49.87%
農林水産業	183,476	86,736	163,864	19,612	47.27%	89.31%
鉱業	485,565	66,864	214,539	271,026	13.77%	44.18%
電力等	654,484	23,015	105,970	548,514	3.52%	16.19%
建設	6,491,994	2,445,277	5,527,298	964,696	37.67%	85.14%
製造	15,950,424	1,255,654	6,637,966	9,312,458	7.87%	41.62%
卸売	6,142,089	1,331,887	3,864,994	2,277,095	21.68%	62.93%
小売	14,890,289	2,913,484	6,462,404	8,427,885	19.57%	43.40%
運輸・倉庫	3,750,663	518,790	1,557,738	2,192,925	13.83%	41.53%
情報	3,754,698	270,180	994,997	2,759,701	7.20%	26.50%
金融・保険	6,248,400	701,387	1,941,013	4,307,387	11.23%	31.06%
不動産	2,013,673	694,852	1,380,907	632,766	34.51%	68.58%
サービス	53,383,087	10,197,182	28,368,983	24,989,114	19.10%	53.14%
その他	1,112,342	97,327	162,776	964,556	8.75%	14.63%

出所：中小企業庁施策広報局²²

²¹ http://www.sba.gov/advo/stats/us_tot.pdf (p.2)

1.4 米国経済における中小企業の貢献度

(1) 米国企業 (employer firms) の従業員規模別開業・廃業数

以下は、1992年から2002年²³にかけての開業、廃業数を従業員規模別に表したものである(表11)。これによると、2001年までの10年間は常に開業数が廃業数を上回っていたが、2002年には廃業数が上回っている。ただし、毎年約56万から60万の企業が開業、そのうち中小企業が99%以上を占めている。中小企業は、米国経済の牽引役として、大きな役割を果たしていることがうかがわれる。

表11 米国の従業員数別開業、廃業数(1992年~2002年)

期間	開業・廃業	総数 (企業数)	従業員数別開業・廃業数 (企業数)			開業・廃業数に 占める割合(%)	
			20人 未満	500人 未満	500人 以上	20人 未満	500人 未満
2001- 2002	開業数	569,750	541,516	568,280	1,470	95.0%	99.7%
	廃業数	586,890	557,133	586,535	355	94.9%	99.9%
	実質開業数	17,140	15,617	18,255	1,115	-	-
2000- 2001	開業数	585,140	558,037	584,837	303	95.4%	99.9%
	廃業数	553,291	523,960	552,839	452	94.7%	99.9%
	実質開業数	31,849	34,077	31,998	149	-	-
1999- 2000	開業数	574,300	548,030	574,023	277	95.4%	100.0%
	廃業数	542,831	514,242	542,374	457	94.7%	99.9%
	実質開業数	31,469	33,788	31,649	180	-	-
1998- 1999	開業数	579,609	554,288	579,287	322	95.6%	99.9%
	廃業数	544,487	514,293	544,040	447	94.5%	99.9%
	実質開業数	35,122	39,995	35,247	125	-	-
1997- 1998	開業数	589,982	564,804	589,706	276	95.7%	100.0%
	廃業数	540,601	511,567	540,112	489	94.6%	99.9%
	実質開業数	49,381	53,237	49,594	213	-	-
1996- 1997	開業数	590,644	564,197	590,335	309	95.5%	99.9%
	廃業数	530,003	500,014	529,481	522	94.3%	99.9%
	実質開業数	60,641	64,183	60,854	213	-	-
1995- 1996	開業数	597,792	572,442	597,503	289	95.8%	100.0%
	廃業数	512,402	485,509	512,024	378	94.8%	99.9%
	実質開業数	85,390	86,933	85,479	89	-	-
1994- 1995	開業数	594,369	568,896	594,119	250	95.7%	100.0%
	廃業数	497,246	472,441	496,874	372	95.0%	99.9%
	実質開業数	97,123	96,455	97,245	122	99.3%	-
1993- 1994	開業数	570,587	546,437	570,337	250	95.8%	100.0%
	廃業数	503,563	476,667	503,125	438	94.7%	99.9%
	実質開業数	67,024	69,770	67,212	188	-	-

²² http://www.sba.gov/advo/stats/us_tot_mi_n.pdf (p.3-4)

²³ 「2001-2002」は、2001年3月から2002年2月末を示す。

期間	開業・廃業	総数 (企業数)	従業員数別開業・廃業数 (企業数)			開業・廃業数に 占める割合(%)	
			20人 未満	500人 未満	500人 以上	20人 未満	500人 未満
1992- 1993	開業数	564,504	539,601	564,093	411	95.6%	99.9%
	廃業数	492,651	466,550	492,266	385	94.7%	99.9%
	実質開業数	71,853	73,051	71,827	26	-	100.0%

出所：中小企業庁施策広報局²⁴

(2) 米国企業 (employer firms) の従業員規模別実質雇用者の推移

以下は、1992年から2002年における新規雇用数を従業員規模別に表したものである(表12)。これによると、開業企業による新規雇用は中小企業が圧倒的に多く、概ね9割以上を占めている。一方、既存企業の拡張による新規雇用は大企業と中小企業の約半分ずつ占めている。

表12 米国の開業・廃業別及び既存企業の拡張・縮小別雇用者数推移(1992年~2002年)

期間	開業・廃業 既存企業の 拡張・縮小	総数 (人)	統計初年度の従業員規模でみた場合 の雇用者数(人)			開業・廃業数 及び拡張・縮 小に占める 割合(%)	
			20人未満	500人未満	500人以上	20人 未満	500人 未満
2001- 2002	開業企業	3,336,930	1,748,097	3,033,734	336,196	51.9%	90.0%
	廃業企業	3,660,161	1,755,255	3,256,851	403,310	48.0%	89.0%
	既存企業の拡張	15,385,726	3,149,876	7,587,961	7,797,765	20.5%	49.3%
	既存企業の縮小	17,756,053	2,289,644	7,794,376	9,961,677	12.9%	43.9%
	実質雇用者数	2,660,558	853,074	429,532	2,231,026	-	-
2000- 2001	開業企業	3,418,369	1,821,298	3,108,501	309,868	53.3%	90.9%
	廃業企業	3,261,621	1,700,677	3,049,714	211,907	52.1%	93.5%
	既存企業の拡張	14,939,658	3,065,106	7,033,084	7,906,574	20.5%	47.1%
	既存企業の縮小	14,096,436	2,074,544	5,940,996	8,155,440	14.7%	42.1%
	実質雇用者数	999,970	1,111,183	1,150,875	150,905	-	-
1999- 2000	開業数	3,228,804	1,792,946	3,031,079	197,725	55.5%	93.9%
	廃業数	3,176,609	1,653,694	2,946,120	230,489	52.1%	92.7%
	既存企業の拡張	15,857,582	3,378,838	7,744,430	8,113,152	21.3%	48.8%
	既存企業の縮小	12,550,358	1,924,624	5,323,677	7,226,681	15.3%	42.4%
	実質雇用者数	3,359,419	1,593,466	2,505,712	853,707	47.4%	74.6%
1998- 1999	開業数	3,247,335	1,763,823	3,011,400	235,935	54.3%	92.7%
	廃業数	3,267,136	1,676,282	3,052,630	214,506	51.3%	93.4%
	既存企業の拡張	14,843,903	3,245,218	7,266,399	7,577,504	21.9%	49.0%
	既存企業の縮小	12,236,364	1,969,501	5,482,142	6,754,222	16.1%	44.8%

²⁴ http://www.sba.gov/advo/research/dyn_b_d8902.pdf (p.1)

期間	開業・廃業 既存企業の 拡張・縮小	総数 (人)	統計初年度の従業員規模でみた場合 の雇用者数(人)			開業・廃業数 及び拡張・縮 小に占める 割合(%)	
			20人未満	500人未満	500人以上	20人 未満	500人 未満
	実質雇用者数	2,587,738	1,363,258	1,743,027	844,711	52.7%	67.4%
1997- 1998	開業数	3,205,451	1,812,103	3,002,401	203,050	56.5%	93.7%
	廃業数	3,233,412	1,661,544	2,991,722	241,690	51.4%	92.5%
	既存企業の拡張	14,885,560	3,238,047	7,471,622	7,413,938	21.8%	50.2%
	既存企業の縮小	12,044,422	2,002,313	5,747,725	6,296,697	16.6%	47.7%
	実質雇用者数	2,813,177	1,386,293	1,734,576	1,078,601	49.3%	61.7%
1996- 1997	開業数	3,227,556	1,813,539	3,029,666	197,890	56.2%	93.9%
	廃業数	3,274,604	1,620,797	2,960,814	313,790	49.5%	90.4%
	既存企業の拡張	16,243,424	3,400,037	8,628,839	7,614,585	20.9%	53.1%
	既存企業の縮小	13,092,093	2,035,083	6,343,489	6,748,604	15.5%	48.5%
	実質雇用者数	3,104,283	1,557,696	2,354,202	750,081	50.2%	75.8%
1995- 1996	開業数	3,255,676	1,844,516	3,055,596	200,080	56.7%	93.9%
	廃業数	3,099,589	1,559,598	2,808,493	291,096	50.3%	90.6%
	既存企業の拡張	12,937,389	3,122,066	6,725,135	6,212,254	24.1%	52.0%
	既存企業の縮小	11,226,231	1,971,531	5,512,726	5,713,505	17.6%	49.1%
	実質雇用者数	1,867,245	1,435,453	1,459,512	407,733	76.9%	78.2%
1994- 1995	開業数	3,322,001	1,836,153	3,049,456	272,545	55.3%	91.8%
	廃業数	2,822,627	1,516,552	2,633,587	189,040	53.7%	93.3%
	既存企業の拡張	13,034,649	3,235,940	7,197,705	5,836,944	24.8%	55.2%
	既存企業の縮小	9,942,456	1,877,758	5,000,269	4,942,187	18.9%	50.3%
	実質雇用者数	3,591,567	1,677,783	2,613,305	978,262	46.7%	72.8%
1993- 1994	開業数	3,105,753	1,760,322	2,889,507	216,246	56.7%	93.0%
	廃業数	3,077,307	1,549,072	2,800,933	276,374	50.3%	91.0%
	既存企業の拡張	12,366,436	3,139,825	6,905,182	5,461,254	25.4%	55.8%
	既存企業の縮小	10,450,422	2,039,535	5,400,406	5,050,016	19.5%	51.7%
	実質雇用者数	1,944,460	1,311,540	1,593,350	351,110	67.5%	81.9%
1992- 1993	開業数	3,438,106	1,750,662	3,053,765	384,341	50.9%	88.8%
	廃業数	2,906,260	1,515,896	2,697,656	208,604	52.2%	92.8%
	既存企業の拡張	12,157,943	3,206,101	6,817,835	5,340,108	26.4%	56.1%
	既存企業の縮小	10,741,536	1,965,039	5,386,708	5,354,828	18.3%	50.1%
	実質雇用者数	1,948,253	1,475,828	1,787,236	161,017	75.8%	91.7%

出所：中小企業庁施策広報局²⁵

(3) 米国企業 (employer firms) の業種別実質新規雇用者数

以下は、2000年から2001年²⁶に新に創出された実質雇用者数を、業種別、従業員規模別に表したものである(表13)。これによると、500人未満の中小企業が115万人の雇用を

²⁵ http://www.sba.gov/advo/research/dyn_b_d8902.pdf (p.2)

創出する一方、500人以上の大企業における雇用は、15万人ほど減少した。業種別で見ると、中小企業の雇用創出は、サービス業において見られ、大企業は、小売、情報、金融・保険における雇用創出の大きなシェアを占めた。

表 13 米国企業の業種別実質新規雇用創出数（2000年～2001年）

業種	総数 (人)	従業員規模別業種別雇用者数 (人)			業種別雇用者総数 に占める割合(%)		
		20人未満	500人未満	500人以上	20人 未満	500人 未満	500人 以上
総数	999,970	62,253	1,150,875	150,905	6%	115%	-
農林水産業	299	1,091	1,816	2,115	-	-	-
鉱業	26,188	3,277	15,163	11,025	12%	57%	42%
電力等	3,459	112	1,973	5,432	-	-	-
建設	73,835	13,066	42,214	31,621	-	57%	42%
製造	529,205	4,017	152,683	376,522	-	-	-%
卸売	28,057	2,919	17,377	10,680	-	61%	38%
小売	39,819	21,078	9,920	29,899	-	24%	75%
運輸・倉庫	44,756	533	13,367	58,123	-	-	-
情報	185,989	7,800	56,447	129,542	4%	30%	69%
金融・保険	290,382	5,318	69,072	221,310	1%	23%	76%
不動産	65,641	1,029	30,705	34,936	-	46%	53%
サービス	857,616	91,145	1,035,342	177,726	-	-	-
その他	10,162	2,508	10,162	0	-	100%	-

出所：中小企業庁施策広報局²⁷

²⁶ 2000年3月1日から2001年2月末の期間を指す。

²⁷ http://www.sba.gov/advo/stats/dyn_us01.pdf (P.9)